産業資本確立期を中心とした

庄内松岡製糸所の地域的機能について

村祝

男

松

はじめに

治二○年(一八八七)に創設されたものであり、その初期における目的は、製糸所設立の趣旨によると「専ら松ヶ岡 水準においては「体制」の変化の中で存立の基盤を失なった土族層に対する存立基盤の社会的経済的再構築と、 れた農業経営のあり方は、 の成繭を繰絲し、 松岡製糸所は、 旁ら養蚕家の依頼を受く」とされている。 明治五年(一八七二)に旧酒井藩の命運をかけて実施された松ヶ岡開墾事業の発達過程において明 国家的水準における「殖産興業」政策に地域側から積極的に呼応するものであり、 しかし、 松ヶ岡開墾場の設置 ・運用およびそこで用 地域的 いら

績が、 のであったといえよう。松ケ岡開墾事業のもつ諸特質については、 このような初期における松ケ岡開墾事業のあり方は、 すでに存在している(2)。 しかし従来の業績の多くは、 明治初期に展開したわが国の士族授産事業の一形態を示すも 開墾場そのものの成立経緯および営農組織の特殊性に 歴史的・経済史的および地理学的に考察された業

維持を目的としたものであったとみてよいであろう(1)。

む契機であり、

営農組織の特殊性はそれを実現する手段であったとみるべきであろう。

160 してきた事柄と、 れつくされるものではなく、 考察の中心が置かれてきたといえよう。けれども松ケ岡開墾場の持つ特質は、 それを保証してきた地域的存立基盤にこそ松ケ岡開墾場のもつ特質があり、 むしろ営農形態を変容させながら事業自体が「殖産興業」政策へ積極的に呼応し、 成立経緯と営農組織の特殊性に凝集さ 成立経緯は、 それ 持続 を生

と地域的機能について考察を行な 化を具現した製糸部門の創設、 乖離したものではなく、 の過程で松ヶ岡開墾場が、「体制」のもつ特質の中で、機能を変質していくことを指摘しておいた。本稿では質 かつてこうした立場に立って松ヶ岡開墾場が存在しえた地域的意義について若干の考察を試み報告 をな し ることを目的としたものである。 ずれにせよ松ケ岡開墾事業の地域的展開の実態は、国家水準において遂行される後進国型資本主義経済の確立と またそのために実施された国民経済の資本主義化と対立するものではありえない。 企業としての独立およびその操業形態を分析することにより、 V 松岡製糸所の果した地域におけるいわゆる「近代化」の一 松岡製糸所の存立基盤 側面について吟味す 筆者は、 的 そ 変

問題の所在と対象時期の限定

機械紡績業の勃興が、 もつ制約を克服して操業を開始した大阪紡績会社による資本制大企業の展開を契機としたものであり、 もに資本家的企業の確立期(産業資本確立期) を迎えたと一般に指摘されている(4)。 明治一八年 (一八八五) わが国の経済のモノカ の兌換制度の確立をもってわが国の資本主義経済は、 ルチャ ー化を阻止するとともに、 インド綿花を原料とする綿糸の生産を 資本の原始的蓄積期を脱皮したとと それは、 従来の二千錘 この大規模な 紡 績 0

らしたのである(8)な

本格的展開が、 達成することによって、 産業において近代的両極分化をともなったものであり、広く「体制」内部に賃労働者の創設と拡大が 日本資本主義経済の産業資本確立を軌道に乗せた(5)こと、 しかもこうした大企業の操業の

必然的に進行することによって裏付けられるのである(6)。

としての資本主義化の下で、一見自主性のように認められる商品作物栽培農家 れ 規模な産業としてではなく、 の下部に随伴する構造的特質をもっていたのである。 欠く脆弱な体質的構造をもったものであり、 使用された分。 カゝ し紡績業を唯 一の基盤とする産業資本確立期のわが国の経済は、 製糸業の外貨獲得産業としての位置付けは、 またそこに集まる労働力も製糸業の そのために原料綿などの確保に必要な外貨獲得産業である製糸業を、 産業資本確立期の下部を支える製糸業は、 「体制」 同時に明治初期から始められる農村 周知のように産業部門内部 内での位置を明瞭に示す状況の下で調達さ (栽桑養蚕農家)の拡大を地域にも 綿紡績業のような大 め 有 機的 農業の政策 関 | 連性 そ を

161 成立過程で地域住民をどのような形でその過程に組み込んで行ったかということであり、 資本確立過程における製糸業に係る問題は、外貨獲得産業として「体制」的に不可欠であった製糸業が、 が終局的に資本の集中へと上昇しないとしても、 本の本来的形態が産業資本であって、それは資本制生産過程をもつものであり、そこに生産手段の所有の有無に て識別される近代的両極分化が進展しているとすれば(9)、 製糸業のもつこうした地域的効果は、 産業資本の確立を単に 産業資本の一つの成立過程を示しているとみてよいであろう。 機能する範囲が地域的限定の下であって、 「商業資本の発展とその強化」 逆に地域において製糸業が にみるので L カゝ は 産業資本の Þ なく、 こよっ それ 資

₹,

かなる機能を果しえたかということになろう。

稿では、こうしたわが国資本主義の発達過程に照合し、 段階において綿業・絹業等のいわゆる軽工業部門における「近代化」がなしとげられており、 発達経緯で概観すれば、 二四~五年(一八九一~二) て金融資本の抬頭がみられることからして、 主義を構成するにいたる独占資本主義までの時期ということになろう。このような状況をわが国における資本主義の 起する資本の集中と進展により生産が独占され、産業資本と銀行資本との融業形態によって生じる金融資本が、 産業資本の成立が、 賃労働制の成立に始まるとすれば、 明治二三年(一八九〇)の第一次資本主義恐慌を経て、 から明治四〇年代当初(一九〇〇年代当初)に限定して、 ほぼこの期間が産業資本確立期と認めてよいと思われる(a)。 かつ資料的制約などを加味した上で、 その確立期は、 産業資本の再生産軌道の確立とその後に惹 日清戦争(一八九四~一八九五)の 以下、 対象とする時期を明治 松岡製糸所の産業資本 日露戦争後の恐慌を経 そこで本 資本

三 山形県および庄内地域における製糸業の発達概要

明治期を通して山形県下の製糸業は、

極度に県内陸部に集中していた。とくに米沢盆地を中心とした集

中

の

実

態

としての成立過程と地域の「近代化」に果した機能について分析を試みたい。

県内陸部を領地とする米沢藩の積極的な政策は、 は の村々を対象に 幕藩体制から明治期にいたる期間一貫して為政者の積極的な保護・育成を受けてきたことと深く関連している。 「蚕種師百人組」を組織し、 藩が政府を代行して蚕種製造鑑札を交付するという段階にまで地 明治四年(一八七一)蚕種製造規制の改訂にともない長井盆 「域の養 地 北半

で

畑作・養蚕の発達を幕藩体制下においてみることができないのである(1)。 こうした県下の庄内・内陸地域間

蚕業を発展させていたのに対し、

庄内地域では、

酒井藩の政策が米作中心であったために、

断片的に行なわれたのみ

表 1 明治13年 (1880) 山形県の製糸工場

	 							
場所	所 有 者	製造所	I	•	人	7%6 日日		製造費
<i>*201 17</i> 1	<i> </i>	(坪)	男	女	計	機関	(斤)	(円)
南村山郡旅籠町	山形県勧業課	503	4	104	108	蒸気	12,424	30, 824
南村山郡香澄町	山形県庶務課	184	4	57	61	人力	900	7, 987
西村山郡紫橋村	渡辺藤四郎	12	1	9	10	水車	31	15
西村山郡大町村	堀米実・柴田弥	24	2	12	14	水車	93	228
北村山郡東根村	板垣薫五郎	50	2	8	10	人力		
西置賜郡小出村	菅 与五郎	125	2	16	18	人力	150	1,125
西置賜郡時庭村	多田野松右ヱ門	18				人力		
西置賜郡椿村	長沼吉四郎	19	1	15	16	人力	400	560
西置賜郡萩生村	渡辺三右ヱ門	17	2	6	8	人力	125	200
"	後藤東三郎	6	2	4	6	人力	84	135
東置賜郡漆山村	多勢幸之助	30	2	21	23	水車	320	571
"	多勢亀五郎	43	6	33	39	人力	675	940
東置賜郡宮内村	遠藤代次郎	8	2	11	13	人力	150	375
"	加藤亀吉	8	1	11	12	人力	290	285
"	高橋忠兵衛	6	3	2	5	人力	168	368
"	布施長兵衛	22	2	11	13	人力	269	632
東置賜郡梨郷村	高橋七郎	12	1	8	9	人力	118	76
"	古瀬善蔵	8	1	8	9	人力	168	108
"	船山弥左ヱ門	8	1	8	9	人力	106	68
東置賜郡砂塚村	渡辺勘兵衛	111	1	12	13	人力	300	520·
東置賜郡高畠村	安藤吉次郎	20	2	12	14	水車		
東置賜郡法師柳村	近野万太郎	15	3	2	5	人力	280	270
東置賜郡上小松村	原田名兵衛	30	5	10	15	人力	350	700
南置賜郡館山村	上杉秀山 他 5,845名	937	4	116	120	蒸気水車	3, 076	29, 748
飽海郡市条村	小野直次	15	4	3	7	关为		

[『山形県史』 P.667より引用]

職工数七人でしかな の規模も人力でかつ 外では飽海郡下の一 であるが、内陸部以 開せしめられた明治 工場のみであり、そ の分布を示したもの の県下における工場 段階をもふくむ時期 ももたらした。 発達の地域間格差を 期の製糸業・養蚕業 達状況を反映して展 的不均衡は、その発 養蚕・製糸業の地域 幕藩体制下における 表1は、マニュ 的

が

庄

統

¥

の

の

組

内地域の製糸業が拡大をみせるのは明治三〇年代末からであり、 極度に米沢盆地とその周辺に集中しており、 は明治二〇年(一八八七) 合製糸の存在は、 岡 . の n に対 三ケ村に存在するのみであり、 し南 山形県勧業課営工場と対比したとき民間資本の一定の発達を示しているとみてよいであろう。 西村山、 山添 の製糸工場の分布を示したものであるが、 東 南置賜郡下には、 かつその規模も内陸の工場と比べ小規模である。 赤湯 ・梨郷・米沢に主要工場が存在している。 比較的大規模な工場が集中し 1,000人 5,000人 10,000人 00 30,000人 50,000人 それ以前の状況はかなり流動的である。 90,000人 $20 \, \mathrm{km}$ 表1に示された状況と同様に製糸業の存在 山形県の製糸工場の分布 明治20年(1887) 場の年間延従事人数を町村毎に集計した。 円の 大きさは人数の平方根に比例する。 黒点は人数が ており、 少ないため表現できないもの。 〔『山形県史』p. 665より引用〕 県の統計資料によると、 西田 せず、 場は、 明 中でも南置賜郡館 ŋ 計に示された飽海郡下の工 分布動向を概観 っている。 金一〇〇円以上)のみとな 庄内地域では山添・ 治 ら二〇年代の製糸工場 このような明治一〇年代 山形 Ш 三年 郡下の一工場 三〇年統計になると 一〇年統計には登場 県下のこの時期に (一八八〇) すなわち、 す Ш る 村 (資本 松嶺 図 1 か

藩体 業の発達状況 製糸業発達 な ける製糸業の実態は、 制 下で実施され の)状況 明 が他の 治新 てきた各藩 体 地域に比べ相対的に未熟であったことを示している。 県内陸部 制 0 施策の結実が地域現象として具現するにいたらぬ時期でもあったことと関連して、 の政策を強く反映しているとともに、 め 東 西 南置賜郡下を主要地域として展開 その事 柄 こうした明 が せしめられ 朔 治政府の政策が地域的 治初期における養蚕 ており、 圧内 地 展開 域 K. をな お 製糸 ける

遂げていく過程で変容しうる可能性を伏在させているとみることができよう。

165 製糸の 墾と、 立場 る農業 であっ よって行な 極的奨励政策の中で変容をとげていった。 立. 墾事業が 示してい 墾事業の 成 幕藩 0 たことは事実として指摘されなくては |体制から明治二〇年代にいたるまで庄内地域の養蚕・製糸業の発達が、 開 開始と、 旧 ② 事業とは別な新たな「資本」 、担っていることも示しているといえよう。 · る。 栽 農村の資本主義化および産業資本確立のための外貨獲得産業の不可欠性に立脚した栽桑養蚕 転 藩 桑養蚕 換によっ われた伊勢横内、 \pm しか 0 その企業としての独立は、 命運を 蚕 て形成される政治的 こうした事業の質的変容は、 種 カ 製造 り た開墾地分の運営の中で展開せしめられた栽桑養蚕および蚕種 斉藤 製糸部門の • 赤川河原、 の成立を示すものであり、 力を背景として、 すなわち、 創設と独立は、 開墾場の運営が旧支配層であり、 なるまい。 高寺・ 逆に 中でも 明治五年(一八七二) 馬渡・黒川三ヶ村に及ぶ山林荒無 しかし、 「体制」 繭加 当初士族授産事業として開始され 栽桑養蚕業の発達を地 工部 こうした稚拙 が 門である製糸部 地域に求める機能を積 時に製糸所が加 から始まる旧酒井藩士族・ か つの維 県下内陸の な状況は、 域にもたらした。 菛 新体制の中での 工繭の蚕種を特定することによ 0) 創 地二〇四 明 諸地域に比べ 設と、 極的に果す機能的役割 製造 治 た開墾事業の 政府 町 その企業としての 歩 こうした松 行政権を掌把する の政策的 加 k Ι. 卒族 、著る 部 わたる農業開 質的 菛 製糸業の しく稚 0 課 として 動員に 題で 変容を ケ岡 拙 開

司

166 では、こうした意味をもつ松岡製糸所は、 おける産業資本の成立過程の一側面を示すことにもなろうし、地域の「近代化」過程の一側面を示すことにもなる。 存在を不可欠とした資本制生産過程をもつことにも連らなっており、 地域の養蚕農家を自己の資本の傘下に組織したことを意味している。さらに、企業としての独立が賃労働者の いかなる地域的展開の中にこうした機能を果してきたのであろうか、以下 企業としての製糸部門の独立と展開は、 地域に

四 庄内松岡製糸所の成立概要とその特質

その地域的機能について、

松岡製糸所の創設・発展過程における操業形態の分析を通して検討を加えてみたい。

製糸加工の動向は、 明治天皇東北巡幸に際し、 と販売されている。 の政治力を駆使した資金調達が行なわれたこと、養蚕業を縮少する一方蚕種製造を開始したことなどが、 おける製糸所の創設が、松方デフレの下で農場経営が危機に瀕していたこと、この解決策の一つとして開墾場上層部 川村大阪山の六六町歩余を売却し、 おける製糸は、栽桑養蚕経営が途についたばかりの明治八年(一八七五)には座操機械による製糸が始められ地方へ (1)八八二) 明治二〇年(一八八七)に開墾着手当初官有地払い下げを受けた農場用地のうち、 いずれにせよ松ヶ岡開墾場は、その組織内に換金に不可欠な加工部門をもつことによって単なる農場としての存 から展開した後に行なわれたことは、 製糸所の設置が経営危機を契機とした経営方向の転換でないことを示しているとみてよいであろ 九年には座操機械五〇台による製糸がマニュ的段階ではあるが実施され、 生糸・真綿が奉献されるまでになっているのである(4)。 その代金をもって松岡製糸所は、 農場経営の主軸を変換したようにみられてきた。しかし松ヶ岡に 鶴岡市の西北隅に創設された(3)。 こうした松岡開墾場 未着手のままに残されていた黒 一四年 (一八八一)の 明治 この時期に に お 一五年 け る

167 産業資本確立期を中心とした庄内松岡製糸所の地域的機能について

表 2 初期松岡製糸所の拡大とその関連事項の概要

年	次	拡大とその関連事項の概要
明治20年	(1887)	• 未開墾の官有払い下げ地を売却し、これを資金として鶴
		岡に製糸工場を創設。
		●人力運転,製糸機械15人繰り。
明治21年	(1888)	● 釜数を15増加し、30釜とする。
明治22年	(1889)	●初めて生糸を横浜に出荷する。
明治23年	(1890)	●人力製糸機械を蒸気機関による製糸機械に代える。
		●工場の新・増築を行なう。
明治24年	(1891)	養蚕が再び盛んになる。松平親懐、各組頭を庄内地域に
		巡回せしめ養蚕を勧誘奨励する。
		● 釜数を30釜から60釜に増設する。
明治25年	(1892)	●「養蚕工女掟」を定める。
		● 釜数を60釜から80釜に増設する。
		● 真綿工場 2 ケ所を新設し,真綿製造を始める。
明治28年	(1895)	●蚕種の望みが年々増加することにより、本年から原紙5
		枚を増し、55枚を飼育し、もっぱら蚕種を製造する。
明治30年	(1897)	●高寺山15町歩を再墾し桑苗25,000本を植付ける。
		●乾燥室を新設する。
明治34年	(1901)	●この年東田川郡役所の嘱託により農家勧誘用の桑苗数万
		本を交付する。
明治35年	(1902)	●西ケ原式乾燥室5室増設する。
明治39年	• •	● 釜数を80釜から100釜に増設する。
明治40年	(1907)	●工女寄宿舎を新築,乾燥室4室を新設。
明治42年	(1909)	●従来の浮繰法から沈繰法に全面変更。

[松岡製糸所文書,本陣文書から筆者集計]

当初、 年(一八九二)に八〇釜、三 八)に釜数が三〇釜に、二五 械を使用し、富岡練習工女を 要を示したものである。 在から大きく質的転換をなし 九年(一九〇六)には一〇〇 岡製糸所は、二一年(一八八 教婦(エシとして始められた松 とげたことになる。 五年には真綿・座繰の二工場 蒸気機関の導入がなされ、二 建物五棟を増築すると同時に 過程で、二四年には工場付属 ている。釜数拡大のこうした 釜へと順次規模の拡大をなし 表2は松岡製糸所の拡大概 人力運転の十五人繰機 創

168 が新築されている。 九○七)にはさらに四室が増設されている。こうした工場の設備規模の拡大は、生産量、 施設的拡大は、 その後も引き続き行なわれており、三〇年(一八九七)に乾燥室が、 使用原繭量などの増大をと

もなうものであり、

同時に資本制生産過程の拡大をも意味している。

われてくるのであろうか。二〇年の創業時における「説明」には次のように記されている。 お いて企業的性格も変化せざるを得ない。 松岡製糸の繰業が剰余価値の生産過程であるとすれば、 企業側の主張としての操業概要の説明に企業的性格の変化がどのように現 当初開墾農場から分離した段階と以降の発展段階との間

ヲ重シ風儀ヲ正クシ傍ヲ生計ノ一助ニ充タシメントス素ヨリ普通ノ工場ノ比類ニアヲス……」(傍点筆者以下同様)

すなわち「士族の授産」が企業的活動より優先されているわけであり、慈恵的役割が強調されていることに注意し

ておく必要がある(16)。 旧士族であることと関連して見落すことのできない事柄である。こうした企業の初期における慈恵的姿勢の強調 さらに、 この立場が賃労働者である工女のあり方を一方的に規定していることは、 雇用者が

「地方ノ蚕糸ヲ改良ン輸出ヲ海外ニ広クシ国益ヲ地方ト共ニスルノ目的」

「西田川郡書記ノ質問ニテ筆記セシモノ」と註書された明治三二年(一八九九)五月の文書には、

と記されており、 また明治四三年(一九一○)二月の文書に示された製糸所の営業動向について、

「本所ノ主旨タル蚕業ヲ精良ニシテ輸出ヲ海外ニ広クシ、 近年養蚕業ノ発達ニ連シ社運益々盛大ニ趣カントス」 或ハ地方機業ノ原料ニ資シ(豆)国益ヲ地方ト共ニセンヿヲ庶希スルカ故

と記されている。このように企業側が明らかにするその目的の中に明瞭な形で「国益」が唱えられ、 さらに 「企業」

格な賃銀で雇用されているのである。この点については後段で詳述する。

たい 「富国強兵」の達成には、外貨獲得産業の主柱であった栽桑養蚕業と製糸業の拡大を除いて遂行できなかったことと、 が 富岡練習の工女を教婦として技術的練習を受けた一部の工女達にとっては、 て用いられており、 させたとき、 わが国の生糸輸出がすでに先進諸国によって分割されていた国際市場への割込み的性格を有していた気と とと関 「地方」とその国益を共にすることが強く主張されるように変化してきている。 わゆる「名誉」によって代替されえたとしても、 創業時の 就労者の賃銀を低く押える手段として活用されたとみることもできよう。 「説明」に記された企業の慈恵的性格の強調は、 この段階での工女は、 就労者に対して精神主義を優先する論拠とし 松岡製糸での就業が、 後に教婦として他の一 重化学工業の発達を不可欠とする なぜならば、 般工女に比して破 経済原理を無視し 創業当時 連

構築過程に巻き込まれていく一般的特質を示しているといえよう。 それを「地方」と共にする「地方」とは、 産業資本確立過程での製糸業のあり方を端的に示すものであり、 こうした労資間の雇用関係は、 後にいたっても同様であったと考えられる。 実際に生産に携わる労働者を指してはいない。 そこに雇用される労働者の後進国型資本主義経済の では、 松岡製糸の特質は、 「国益」 が企業経営にお 企業側の一貫した姿勢は、 どのような側面にお いて優先され

五 就業実態と操業形態にみる松岡製糸の特質

て顕著に現れてくるのであろうか、

以下この点について分析を試みたい。

る。 松岡製糸所 低賃金労働を敷衍とした操業のあり方は、 の操業目的に示された状況は、 先述したように、 わが国における資本主義の特質でもある。 工女賃金を低く押え込むことを根底に伏在 問題は、 こうした低賃金に بخ 世 7

表 3 松岡製糸所の就業人員・平均日給

年	次	釜数	工女数*(人)	男工数*(人)	工女平均 日給(円)	男工平均 日給(円)
明治27	(1894)	80	(16)145	6	0. 074	0. 120
明治28	(1895)	80	(21)100		0.069	
明治33	(1900)	80	(45)129	-9	0.074	0.120
明治37	(1904)	80	(70)116	(4) 4		
明治38	(1905)	80	(106)116	(4) 4	0.150	0.300
明治39	(1906)	100	146	4	0.170	0.300
明治41	(1908)	100	146	4	0.170	0. 330
明治43	(1910)	100	108	2	0. 180	0.350
明治44	(1911)	100	129	6	0. 280	0. 350

) は寄宿の男・女職工数。

%、三三年(一九〇〇)三四・八%、三八年九一・四%と順次比率を高

[資料:松岡製糸所文書] 二七年(一八九四)四月に実施された職工調査の結果では、 場の集繭の変化にもよるが、概して表示した期間において生産高が上 らの就労であることを示している。こうした状況は、二八年二一・○ ・○%に当たる一六人が寄宿工女であり、これらの工女が通勤圏 外 か その周辺が主な労働力供給圏であったと思われるが、工女のうち一一 中で注目しなければならない事柄は、寄宿工女数の増加である。明治 を意味しているとみてよいであろう。こうした工女・男工数の変動の 昇していることからみれば、就業時間などの延長に基付く労働の強化 しておらず、一〇〇人代から一四〇人代を上下 して い る。 これは工 数の年次別変化を示したものである。就業工女数は、必らずしも一定 位置付けられた工女が、いつごろからいかなる労働環境の中で、どの らの就労者はなく、全て「土着ノ者」とあることから庄内地域および り、それは地域の養蚕業者を傘下に統率した企業の操業をてことする ような階層出身者を対象に地域的展開をみせてきたかとい う 点 で あ 「近代化」の具体的展開でもある。 表3は、松岡製糸所文書(9)から集計した生産に直接携わ る就労者 他府県か

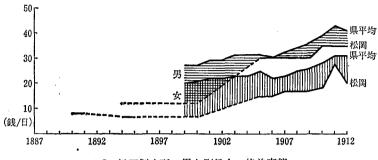
171 産業資本確立期を中心とした庄内松岡製糸所の地域的機能について

表 4 職工調查表 (明治27年4月30日調)

	区別	男	女		<u> </u>	区 別	男	女
年齢	10歳未満 10歳以上 男15歳以上 女13歳以上	_ _ _	— 3人 33人	居住ノ区別	二在	ノ寄宿舎 ル者 Iスル者 計	一 6人 6人	16人 129人 145人
図区別	男20歳以上 女17歳以上 40歳以上 50歳以上 計	1人 3人 2人 6人	33人 5人 5人 145人	身ノ上	既未寡	婚婚婦	5人 1人 一 6人	45人 99人 2人 145人
身分ノ区別	一 (東京) 上 計 ラ (東京) 大 (東京) 大 (東京) 大 (東京) 十	5人 1人 6人 6人 6人	21人 124人 145人 145人 — 145人	雇方ノ区別	月雇	ノモノ ノモノ ノモノ ノモノ 	6人 — — — 6人	145人 — — — — 145人
者 普通	教育ノ有無 小学以上ヲ卒業 小学以上ヲ卒業 通ノ算筆ヲ弁スス ニ 項 外 ノ 男女 合計	セサル	45歳以上 男 一 男女 男 5人 女 8人 14人	5	以上 ————————————————————————————————————	20歳以上 1人 13人 - 8人 21人 43人	10歳以上 	計 1人 23人 5人 52人 70人 151人

[松岡協同製糸文書]

鶴岡 のうち五一・四%に当る者 また、読み書きのできない者 四%も占めているのである。 以上三〇歳未満の者が八一・ うち生産を主として担う十歳 のであり、文盲同然の工女の 通り全工女の四六・四%は、 る工女比率が他年に比べて低 る工女の質は、旧酒井藩城下 たことを示している。就労す 域外部へと漸次拡大していっ めており、 らずしも高くなく、表に示す い二七年当時においてさえ必 「普通ノ筆算」もできないも 鶴岡を中心とした通勤圏 への通勤範囲外から集ま 就労工女の供給圏 は



「松岡製糸所文書」 『山形県史』ご

2 义 が、 中の九六%を占めること、 十歳以上二〇歳未満であり、「一家ノ生計ヲ負担」しない者 が 全工女一五一人 る。 岡製糸における工女賃銀は、 ことができよう。 の高いことと相まって、 銀の地域間格差は、その年次変化をみる限り、三〇年代から四〇年代にいたる 賃金の四二・九%でしかなく、 九〇〇)における松岡製糸の賃銀は、 ける県平均工女賃銀よりはるかに低く評価されていたことが判明する ので あ し県平均一・四であり、 賃金を基礎として示せば、 賃銀が位置付けられている。こうした男女間の賃金格差は、 ても男女間の賃金格差は、 地およびその周辺) 図二は、 こうした賃銀格差は、 格差の程度は、 松岡製糸所の男女別平均賃金と山形県下(その中心は内陸部米沢盆 松岡製糸所の方がより大きい。 の平均賃金とを比較したものである。 同様に四○年一・八に対し一・四である。このように 低賃金体系を作り出しうる要因を形成しているとみる 男工賃金は、明治三三年において松ヶ岡一・六 に 対 歴然と存在しており、 地域間においても顕著に表われている。三三年(一 若年労働者の比率の高さと既婚者の割合(三一%) 男工賃銀との比較において一〇人以上の企業に 工女賃金はさらに低い三五・二%でしかない。 内陸部を中心とする山形県下の平均男工 常にほぼ二分の一程度に工女 ちなみに、 松岡製糸所内におい 全県的趨勢である その実態を工女

. 松

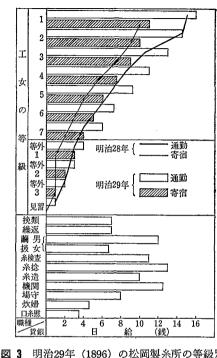
お

賃

表5 7	島岡とオ	た沢 と	≿の石≦	当りさ	米価の」	比較 	• 男	Į	の低	庄内:	八五%	\$	てい	県平
年	次		鶴岡(円	3)	米沢(円)	男女間:	かし、	さは	地域	が	企業が	るの	均値
明治2	5 (1892	2)	5.7	00			格	` خ	単	が高	得た	が何	であ	0)
明治20		3)	6.6	60			差以	5	K	į,	賃	5	る。	九〇・三%でし
明治2		(1)	6.6	60			上	しょ	県平	۲	金	か		$\stackrel{\bullet}{=}$
明治2		5)	7.3	00			の状	た低	半均	ことと、	によ	の純	松岡	%
明治2		5)	10.0	00			況	賃	値		2	利	製	で
明治30		- 1	14.3				にあ	銀も	の比	当時	て家	益を	糸に	カュ
明治3		- 1	8.3	- 1			つ	全	較	0)	計	あ	お	なく
明治3:		1	10.0	1	8.0		た	7	に	賃	を	げ	け	1
明治3			9.4		10. (とみ	の 工	よっ	金等	を支える	てい	る低	企業
明治34			9.5		9.0		て	女	て得	7を含	る	る	賃	棄の
明治3			12.4	00	10.0		よ	が得	得ら	含む	者で	点か	銀の	創
明治36 明治37			10.8	00	12. (11. (ر با 0	て	られ	諸	ts	5	実	業以
明治36			13. 2		11.0		図	いた	る数	物価	いた	み	態	来
明治3			13. 2	- 1	12. (三は	たわ	超值	決	し	て、	が、	眀
明治4		- 1	14.3	- 1	14. (•	け	以	定	て	労	先	治期
明治4			12.3		14. (明治	では	上の	の基	φ	働の	に指	で通
明治4			12. 1	- 1	9.0				影.	礎	表	収	摘	通し
明治4			12.4	- 1	12. 0		八年	なく	響力	に米	五	奪	した	して
明治4		- 1	16.0	1	16.0		+	きめ	力を	不価	に示	が行	企	て常に
「佐色 日	 の米価	; · ±/.	~ IXI *	- Kati1	r	—— 米沢	八	あら	ゆる	が据	した	なわ	企業の	に県平
	では、山				(商)	NO (九	れ	て	泊え	米	われ	慈恵	平均
יייי	- ЛПІ • Т Т	ハンケ	XIC 4	רפי.			五	た等	いた	えられ	価の	てい	惠的	賃
要経	ビ る	5	は	女賃	銀	級	当時	砂級	ر ک	かて	実	た	E E	銀
経費	ど差がると思	ħ		賃	構	别	時	K	ことが	V >	熊	ے	的	銀以下
質り	かわ	てい	食費	金が	成を	(賞	実施	よっ	かわ	たこ	から	とを示	に基	K
自	きれ		F _s	通	を示	罰	25	て	カゝ	کے	三七	示	付	押
	ハるが	たことに	どの	勤工	した	制度	れて	得	るの	とを考	七	して	4	ら
負担	ことま、が、等気			女	\$	度を	٧٠	る賃	で	で慮す	四四	ر دیا	の	れ
のりみ	ま、 等 、 級	Ą	費	の	の	E	た	金	あ	F		る。	で	に押えられてきたこ と
1C 1	必必	原因	を自	それ	であ	もな	通勤	格差	る。	れば、	年を	ま	あっ	た
よん	う高	0	己	ょ	ప్	わ	•	なは、			除	た	た	ک
る **	ずい工	~	負	り低	寄	<i>ts</i>	寄空	地		工	いて	工	٤	ع.
差	6 女	か	さ	しい	宿	<i>y</i>	宿別	域		女賃	常	上女	l	を示
で!	込 ほ	あ	世	の	・エ	賃	等	間		銀	K	Ó	て	ì

過程で漸次是正されるが、工女賃金が県平均値にもっとも接近した明治四四年(一九一一)でさえ松岡 の そ

れは、



くことに多言を要しな

差

は

寄宿工女率

Ó 増

加にともな

企業

ないことを意味していよう。

こうした格

側にとって新たな利潤追求の場と化して

明治29年(1896) の松岡製糸所の等級別 賃銀構成 [資料:松岡製糸所文書より図化]

等

?級別工女人員を同年の資料からみる

ŋ

寄宿工女は、

全等級にほ

ぼ均等に

分 工

等以下見習いにいたる等級に集中してお と通勤工女は、一・二・三等工女と、

布している。等級別賃金格差は、

通

勤

分の ける労働は、 している。 りも大きく、 が、 この差額は七等工女日給の一・六倍に相当している。 二七年職工調査表には その差額は寄宿七等工女の日給の一・七五倍に当たる。 程度であり、 しかも注目 賃金支払い対象から除外されているのである。 しかも、 かつ女工賃金はその中でさらに低く位置付けられてきており、 この事柄が通勤工女に比べ寄宿工女の等級下位の者をより低い賃金に位置付けていたことを示 しておかなくてはならない事柄は、 「見習ハ凡ソー 年ノ稽古ヲ経テ有給工女トナル」と記されており、 これに対し寄宿工女の同等級間の賃金格差は、 寄宿見習工女に対して賃銀が支払われないということであ 賃金の等級間格差においても寄宿工女の方が通 このように、 松岡製糸所の賃金構造は、 女で一等と七等間に一○銭の差があ 通勤 寄宿工女間の賃銀格差、 ケ年の 七銭でしか 県平 見習期間に - 均賃金の二 勤工 女よ *ts* 等 お い

具現していたのであろうか

表 6 就業時間の比較

或的机	幾能に	つい	、て
į į	於 图 魋	島根県某製糸	工場名
大正6年23%	明治27年2)※	明治34年17	年 度
6月20日		6月21日	調査日
		3:30	響盟
5:00	-	4:30	兢業
5:00 7:00 7:15 12:0012:30	(7:00)	7:30	朝食
7:15	': 00) (7:30) 12:	8:00 12	就業
12:00	12:00	12:00	日食
12:30	12:30	12:45	規業
17:00			小憩
17:20			党業
		18:55	終予 業盤
19:00	$\begin{pmatrix} 17 : 30 \\ 19 : 30 \end{pmatrix}$	19:15 14	然継
: 00 14 : 00	$)^{10}_{\sim 12:00}$	14:45	就業時 間合計

※ ⊢ ヶ月休日は3日。大正6年の場合, Ö Ш 15日・25日が指定されている。() 内は推定。

1)は「職工事情」2)は松岡製糸文書より。

特質を顕著に現わしていたことが判明するのである。では、こうした賃銀構造の特質は、どのような労働環境の中で 級間賃銀格差などに示されているように、 全体としての低賃銀構造が、 寄宿工女であり等級の低い工女にその構造的

は がかならずしも一致していないために厳密な比較はできないが、一応の傾向は把握できる。明治二七年職工調査表に 数値が拘束時間であることがわかるのである。こうした状況を二七年にあてはめてみると、 したと仮定したとき一〇時間就業とすれば終業が一七時三〇分、 加えてみると、表示した就業時間合計が島根県某製糸の場合は、実労時間数であるのに対し、 な就業時間割は不明である。そこで大正六年(一九一七)の就業時間割と島根県某製糸のものとを参考にして検討を 表6は、 就業時間合計一〇時間から一二時間、 松岡製糸の就業時間を「職工事情」(②)に収録された島根県某製糸と比較したものである。 昼食一二時、午後の就業一二時三〇分としか記入されていないため具体的 一二時間就業とすれば終業が一九時三〇分となる。 朝食後七時三〇分に就業 松岡製糸の大正六年の 比較する年代

である。

及んでいることや寄宿工女の比率が九〇%を超した三八年以降就業条件が急速に労働者にとって強化されているから 八九二)に定められた「養蚕工女掟」には「禮を正し業を敬ひ深切を盡すべき事」とならび「朝三時に起き夜九時休 および上等工女の多くが松ヶ岡開墾場からの供給であったことと無縁ではあるまい。な ぜ なら ば、 境は悪くない。拘束一〇時間実労九時間三〇分という二七年の状況は、この段階における通勤工女の |三〇年代初期における山形県下の平均執業(実労)時間が一一時間であることと比較すると、この点における労働環 但飼育の模様に依り時間も変りあるべし」(2)と記されており、 職住同一農場の場合は、 拘束一八 時間にも 明治二五年 割 の高 \subseteq

経営戦略でもあったのである。その結果、二三年当時生糸一本当りの純益金一円三銭二厘は、 「等級賃銀制」の導入へと変化したのである(3)。 こうして実施されてきた企業の作り出す労働環 境 は、 低賃金体系下に工女賃金を押えてきた企業側の仕組んだ労働強化・長時間労働化を必至にする手段であったとみてよ 制度は、 いであろう。さらに四二年(一九〇九)には「一ヶ月総工女各自一本(一本ハ貳斤ノ糸量)ツヽノ平均糸 量 明治三九年(一九〇六) に採用された 「朝夕燈火ヲ用イテ業ヲ執ル事アル時ハ、一人ニ付一日金二銭ヲ 増 ス」(&) 従来から存在していた等級賃銀制は、全国的動向に比較してかなり早い時期に「糸量賞罰制度」をとも なった 更ニ一本ノ平均糸ヲ出シ之ヲ標準」とした糸量と、デニール・光沢などを加味する「糸量賞罰制度」 生産拡大のために工女の自主性を重んずるようにみられるが、県下の製糸工女賃銀の六〇%にしか値しない 一見穏健的にみえる方法で生産費中に占める賃銀コストを引きさげ、 労働収奪強化を実現するため 四二年にいたり八円五 企業の強権 が 一ヲ合 採 用 算 Z

○銭にまで上昇し、米価の変動を加味した実質成長率において二・七倍に拡大したのである。

戦略であったこと、とくに賞罰制度をともなった等級賃銀制度が全国的趨勢よりかなり早い時期に実施されているこ ものであり、 K ようにみせかけながら実行してきたことであり、寄宿工女比率の絶対的高さと、 おける工女を中心とした就業形態の特質は、まさに資本制生産過程に組み込まれていく低賃銀労働者の実態を示す 以上述べてきたように松岡製糸の就業形態に現れた特質は次のようにまとめることができよう。すなわち松岡製糸 企業の取った操業の特質は、 生産の拡大のための労働強化と長時間労働を工女の 低賃銀体系を背景とした巧妙な経営 「自主性」であるか の

六 原料調達・加工にみられる松岡製糸の特質

٤

換言すれば、

企業としての産業資本確立過程がかなり先進していたことなどである。

益ヲ与へ、生糸ハ等差ヲ付シテ横濱ニ出荷シ、売了ノ上代金ヲ配当シテ公益ヲ共ニセリ」であったことによって、 奨励が実施されはじめた二四年には、 大する養蚕農家の自主的な依頼によって原料繭を確保するという形態ではなく、 養蚕家の依頼を受けた」のであるが、その実態が「養蚕者ヲ勧誘シ」、「繭ヲ依頼スルモノニハ金ヲ貸付ケテ融通ノ便 によって、松岡製糸所への「依頼」を義務付ける方法がとられていたのである。 加工に係る原料繭生産者と製糸所との位置関係の中にも存在している。それは、「専ら松ヶ岡の成繭を繰絲し、 松 ケ岡製糸所の企業的特質は、 先述の工女賃銀体系とそれを背景とした労働収奪の方法のほ 旧上層家臣をも含めた開墾場各組頭たちによって行なわれているのである。 しかも、 資金的便益を生産者に供与すること こうした原料繭確保の勧誘 かに、 原料調達 お 旁 よび 拡 6

約における委託者と受託者の平等性を欠なわせる要因を伏在させており、その実状は、現存する三二年(一八九九) 資金的便益をてことした原繭調達は、 形式的形態として原料繭の 「委託」 制度であったとしても、そこには委託契

178 の約定書の全文に現われている。「私儀来ル明治三十三年製糸御依頼致候テ就テハ左ノ条項ヲ契約ス」と い う前文で 始まるこの文書には

製絲原糧品八百石(壹升生繭)以上タルヘキ事

原糧品及で生絲保管中天災地変水火難ハ勿論強盗并に鼠喰等ノ災害ハ貴殿ノ責任ニ無之事

製糸礿ハ十一月一日ヨリトス 但貴殿ノ都合ニ依リ伸縮スルコヲ得

知下サルヘキコ デニール八十二中以上十三 以下ノ区域ニテ製絲ノ事 製糸へ器械繰ニシテ籰外シノ儘タルヘキ事(但括造ヲ為スヰハ其ノ入費差上クヘキコ(マト) 但原糧品ノ善悪ニ依リ本条ノ「デニール」製造シ難キヰハ預シメ御通(ヤン)

、製絲量目ハ出来成ニ任セ申スヘキ事

一、製絲賃ハ原糧品壹升(生繭)ニ付七銭五厘支払申へク且ツ口糸其他屑物ハ貴殿ノ所得タルヘキ事

前数項ノ約定萬一履行至兼貴殿へ御損害相掛ケ候節へ約定担保トシテ差出置候公債証書貴殿ニ於テ随意御売却ノ上御決算成サ 約定担保トシテ何公債証書弐百円差出ス申へキ事製絲中萬一止ヲ得サル事故ニ依リ休業成サルヘキ場合ハ原糧品速ニ引戻シ申へキ事製絲中萬一止ヲ得サル事故ニ依リ休業成サルヘキ場合ハ原糧品速ニ引戻シ申へキ事殺蛹賃ハ原糧品壹升(生繭)ニ付六厘支払可申事

へク候為後日保証人連署約定仍而如件

所へ預ケ中万一非常の災難ニ罹リ右製糸亡失等ノコト有之候共製糸所へハ関係無之」と示されており、前段の約定文 付けられた資金については「元利ハ受取候日ヨリ百円ニ付」日割の利息を支払われること、「製糸売却マテノ内 と印されており(24)、 おける依頼繭量の指定、 また旧生産者(⁶²)に残る約定文書には、「製糸ヲ始メ売却ニ至ルマテ悉皆御依頼申候」 こと、 企業の損害賠償責任の生産者への転稼、 副次産物の依頼者側権利放棄、 依頼者の担保提出 糸 貸

の義務付けと企業の抵当権設定などは、

後段の約定文の中でも形を代えて存在しつづけている。

製品化から換金化に

によって、

松ケ岡開墾場と松岡製糸は、

養蚕農家に対する支配力をさらに強めたことになり、

二九年広告によってな

þ

であり、「依託制」における本来の契約締結にみられた両者の対等性は、 **₹** > たるすべての過程を担保としたこのような取引きの実態は、 企業側を生産側の位置に比べすこぶる優位にするもの 否定されているのである。 すなわち、 約定

文の示す企業と生産者の位置関係は、 隷属的状況下にあるとも考えられたのである。

こうした両者の「契約」における位置関係は、 二五年生産者宛に出された書状の 「御依頼 ノ繭製糸ノ上年内悉皆

のため「製糸上非常ノ困難依之意外ノ時日ヲ費シ」、「年内売捌金円配当致候

売

製糸が 地域の養蚕家に配布した公告には、

却金円配当致候見込ノ処何分種類錯雑」

7

乍気毒迚モ至リ兼」

たことをきっ

かけとして、

原料繭品種統

によって一層健固なものになった。二七年松岡

広

告

松ヶ岡青質姫

同種

と明記された蚕種指定が行なわれた。 到底糸質ヲ一定セスハ優等品ヲ製出スル能ハス売却 、外断然依頼ヲ受ケ不申候ニ付此段広告致候也 氏糸質ヲ一定セスハ優等品ヲ製出スル能ハス売却ヘモ差響キ地方ノ不利益不少候間明治二八年ヨリ松ケ岡育成青質姫蚕同種類右者昨明治二六年十月中地方の情況ニ依リ請願ノ向キモ有之候ニ付猶両三年間ハ又昔小石丸二種ヲ加エテ製糸スルニ致置候処 松ヶ岡開墾場の生産する蚕種のみを指定し、 その種以外の製糸を拒否すること

特約取引きの 原繭指定と資金前貸方法による「特約取引き」が二〇年代後半において成立したことになる。 しとげられた座繰製糸の原料繭指定によって、 般化が明治四〇年代に入ってからであること(26)と比較すると、 松岡製糸で取扱うすべての原料繭の蚕種指定が完了した。 松岡製糸におけるそれは 郡是製糸に代表される か すなわ *ts* り時期

的に早いことを指摘せざるを得ない。

あろう。 る企業側のリスクを可能な限り避けることを目的とした姿勢であり、 取り抵当権を設定すること、 下で行なわれた「委託制度」と、 を構成する生糸問屋 約取引きを生む素地でもあったと思われるのである。企業のこうした生産を媒介とした上下関係は、 て形成された原料繭生産者と資本との力と位置関係を基としたものであり、 このように松岡製糸における原料調達方法と加工にみられる諸特質が、委託者と受託者の平等を逸した「契約」の 企業側のこうした態度は、資金の前貸便益と、製糸が養蚕家にとって換金のために不可欠なことを敷衍とし (松岡製糸の場合、横浜の茂木商店)へと連らなる構造をもっていたことをつけ加えておかなく 企業の損害賠償義務を委託者に転稼することなどであることは、 松ケ岡開墾場生産の蚕種を原料繭生産に指定すること、 企業利潤を保護するものであったとみてよいで 全国的趨勢からみてかなり早い時期に特 加工の取引き形態で担保を 資本制生産過程で生じ 地方企業の上部

七 まとめ

てはなるまい。

県下の後進的製糸地域であった庄内平野における栽桑養蚕業と製糸業の本格的展開のきっかけとなった。 当初から栽桑養蚕を経営主柱としてきた松ヶ岡開墾場が、 明治二〇年(一八八七)に士族授産事業として展開してきた松ヶ岡開墾場から独立創設された松岡製糸所 繭の自家生産から蚕種製造へと経営の比重を移した時期と それ ίţ は 開 山形 墾

り方にも及んでいた。 松岡 製糸所は、 創設当時にお しかし、 事業の拡張の過程は、 いて操業の目的を慈恵的性格の強いものであることを強調し、 製糸所の操業自体が資本制生産の過程であることを示してお そのあり方は工女のあ

時期的に付合している。

的

低に

表わ

賃銀制下

での労働強化

・長時間労働化は、

当然の帰結として企業利潤の拡大をもたらした。

労働収奪によるこう

り 労働強化をもたらしたのである。 に達する時期を契機として、 ことを示して 結果として創設当初 る。 さらに慈恵的 の慈恵的性格の強調が工女・ 見 全国的趨勢に先だって導入された賞罰制度を併備した等級賃金制 工女の自主性に基付くかのようにみえる方法によって長時間労働化をともなった 精神主義的状況下で展開 男工に有利な低賃銀体系の確立をもたらす何 せしめられた低賃銀体系は、 寄宿工女率 が ものでもな が この事 ほ ぼ かった 柄 を端

とっ は 「特約取引き」を成立させ、 業の母体である松ヶ岡開墾場の生産する蚕種による成繭以外の加工を拒否することによって、 り原料生産農家に転稼することを可能とした。こうした養蚕農家に対する企業の絶対的優位性は、 にも現れ した利潤 て原料買付資金を準備する必要性を取り除くとともに、資本制生産過程で発生する企業側 加工・ てい 追 家 換金過程における圧倒的企業側の優位性を具現し、その下で行なわれた原料繭の「委託制度」は、 る。 の ほ すなわち資金の前貸便益の供与をてことして形成された資本と、 か に、 松岡製糸に 地域養蚕業を完全に自家の傘下に統率することに成功した。 おける特質は、 原料繭の調達とその加工を媒体とした企業と養蚕家との位置 原料生産者である小農 しかもこの 地域養蚕家 のリ 次の手段として ス う時期 クをできうる限 は、 ع لح の の 全 企業に 間 関 \mathbb{K} 係 的 K

O とができよう。 実態が示すように地域における賃労働制の成立をみることができること、 以上のように要約できる松岡製糸の明治二〇年代から四〇年代に至る期間の地域的機能は、 すなわ B 松岡製糸の操業過程 は 剰 余価 値 の 生産過程であること、 しかし賃労働者の大部分は自家の 小規模では 次のようにまとめるこ あるが就業する工女 生計

動向に比較してかなり時期的に早

いのである。

182 もなった特約取引きを、全国的趨勢に対しかなり先進的に具現したことであり、 維持する者でなく、この点では完全な直接生産者の生産手段所有からの歴史的分離ではなかったこと、 後進国型資本主義の特色を示していることなどを通して、工女の低賃金・長時間労働や前貸金・蚕種指定をと 地域におけるいわゆる「近代化」の 同時にこの事

るものであるとともに「体制」の求めを地域において具現する意味において「体制」そのものを存立の基盤とするも つの核としての機能を有していたといえよう。しかもこうした機能は、資本主義化されていく農村を存立基盤とす

本稿は、一九八二年五月の歴史地理学会第二五回大会での発表に訂正・ 加筆したものである。 のであったとみてよいであろう。

註および参考文献

- 1 岡開墾百年記念帳』など多くの文献に示されている。 松ヶ岡開墾場のもつ士族授産事業については、『鶴岡市史』中・下巻、『山形県史』資料篇二、『松ヶ岡開墾 事 歴』、『松ケ
- 2 松ヶ岡開墾場に関する研究」⑴~⑷『宮城農業短期大学学術報告』一六~一九、一九六九~一九七二においても報告されて また成立の過程については、同氏の地理学評論二六巻別冊二に収録された発表要旨があり、 例えば、渡辺茂蔵「近代における東北地方の開拓」宮川善造、田辺健一編『環境の科学としての地理学』一九六四所収、 同様の研究は佐久間宏「山形県
- (3) このような立場から筆者は、「庄内平野における士族授産事業の展開とその地域的機能に関する一表察』『歴史地理学紀要』 九、一九七七所収において、その地域的機能を通して存立の基盤を論究した。
- 5 (4) 杉原荘介他『日本史の基礎知識』有斐閣 この事柄が、幕藩体制下で一定の発達をとげていたわが国の綿作地帯を衰退させる要因となり、低廉かつ機械紡績にとっ 一九七四、長岡新吉『明治恐慌史序説』 東京大学出版会 一九七一
- て良質インド綿の輸入は、日本郵船の専用航路開設によって可能となった。入江敏夫「歴史と地理学」『日本歴史講座』第

 $\widehat{\mathfrak{i}}$

山形県『山形県史』資料篇二

6 山田盛太郎『日本資本主義分析』 岩波書店 一九七五年版

河出書房

一九五四

- 7 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』 古今書院 一九六九、石井寬治『日本蚕糸業史分析』 東京大学出版会
- 8 山田勝次郎『米と繭の経済構造』 岩波書店版

一九七二

9

大塚久雄『近代欧州経済史序説』

岩波書店版

- 一九八一、大阪市立大学経済学研究所編『経済学辞典』 九四二
- 10 進資本主義の構造的特質を、いかに把握するかという問題に係る事柄であることを指摘している。 期区分の問題にとどまらず歴史的画期としての産業革命の意義の把え方に係る問題であり、それぞれに異なって展開する後 京大学出版会 一九七五がある。この中で大石嘉一郎は、産業資本確立過程をいかに区分するかは、たんに歴史認識上の時 この時期すなわち産業資本確立過程の再生産過程を対象とした業績に、大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上・下
- 12 が、ここに残された記録はあくまでも開墾を主導・展開する旧支配層のものであり、封建遺制が強く残る時期に実施された い。ワッパ事件は一般民衆の反作用としての一側面ともみることができる。 |墾が、従来の被支配層にどのような影響を与えたか、またどのように受け止められていたかについては触れられ てい な 旧酒井藩士が、明治政府に気をつかいながら実施した開墾の詳細については、『松ヶ岡開墾事歴』の中に詳述されて い
- 13 経年的に記録したものであり、現在松ヶ岡本陣に保存されている。 「松ヶ岡開墾年誌」、この文献は、山田梯介氏が松ヶ岡本陣(開墾場の中心)に残る文書と氏の記録をもとに各年の動向を
- 14 地方に販売されている実績に鑑みて、大久保利通の発言は、松ヶ岡開墾場が加工部門を増強することに対する明治政府から ば製糸業の企画を、明治九年に内務卿大久保利通に論されたと記しているが、前年すでに座繰機械による製糸が行なわれ、 「松ヶ岡開墾要覧」所収年表による。年表編纂の基礎資料は、本陣文書ならびに「松ヶ岡開墾年誌」である。 「お墨付」を得たことになるであろう。 表 によれ
- <u>15</u> 「松ケ岡開墾年誌」には、フランス人より直接技術を修得した工女と記されている。

- 16 計を維持する主たる労働力である男子の労働力を「授産事業」に値するほど必要としないからである。 なぜならば、製糸工場で必要とする労働の質は、軽労働であり、主として女子労働力が求められた。家父長制度の中で家
- 17 ここでの主たる供給先は羽二重生産に対するものである。現在松嶺町にある松岡製糸株式会社に保存された文書の中に、

18 郎編『日本産業革命の研究』上 東京大学出版会 一九七五 二三頁 取引きのあった羽二重工場に関するものが多く存在する。

「アメリカ市場において中国糸・イタリア糸と競争し、三十年代から四十年代にかけてそれを圧倒していった」 大石嘉

21 「松ヶ岡開墾年誌」明治二五年の項

土屋喬雄校閱『職工事情』全三 新紀元社版 一九七五

主として使用した文書は、「明治二四年起 必要書類綴

松岡製絲所」(現松岡製糸株式会社保管文書)である。

20

19

22 『山形県史』資料篇二 四三一頁

23

24 かなり先進的であった。 文書記載事項の中で注意しておかなくてはならないことの一つに、明治三三年一一月に始まる製糸の原料「委託」契約が 独自の工女支配形態である「等級賃銀制」が完成され普遍化するのは一九二〇年代であるから、この時期における導入は

前年の三二年一二月に締結されていることである。いわゆる「青田刈り」以前の問題である。

25 その約定文書を筆者は余目町の旧生産者宅にて確認している。

26 石井寛治『日本蚕糸業史分析』 東京大学出版会一九七二 四二二~四三九頁